

郡山市税に関する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）第6条第1項及び郡山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年郡山市条例第3号）、並びに郡山市税条例施行規則（平成3年郡山市規則第28号。以下「規則」という。）第6条の2の規定に基づき、電子情報処理組織を利用して行わせることができる申告等及びその手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方税共同機構 地方税法に基づき、地方団体が電子情報処理組織を使用して申告等を行わせるシステム（以下「地方税ポータルシステム」という。）を共同して運営する地方共同法人として平成31年4月1日に設立された地方税共同機構をいう。

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 電子署名を行った者であることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成した電磁的記録で、次のアからウのいずれかに該当するものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法律の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に基づき地方公共団体情報システム機構が作成したもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらと同様の機能を有する電磁的記録として地方税共同機構が認めたもの

2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、情報通信技術活用法で使用する用語の例による。

(対象とする申告等)

第3条 情報通信技術活用法第6条第1項及び規則第6条の2の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行わせることができる申告等は、別表に掲げる申告等とする。

(電子計算機の指定)

第4条 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号。以下「情報通信技術活用法施行規則」という。)第4条第1項及び規則第6条の2の規定に基づき使用する電子計算機は、地方税ポータルシステムとする。

(利用届出)

第5条 電子情報処理組織を使用して申告等を行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。この場合にあつては、当該届出に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、地方税ポータルシステムに送信することにより行うこととする。ただし、申告等を行おうとする者が、税理士法(昭和26年法律第237号)第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けたものが電子情報処理組織を使用して当該申告等を行う場合においては、当該書類の作成を委嘱した者に係る電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の送信を省略できるものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所または所在

(2) 対象とする手続きの範囲

(3) その他参考となるべき事項

2 市長は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号(地方税ポータルシステム利用者を特定するため当該利用者に付与する符号をいう。以下同じ。)及び暗証符号(地方税ポータルシステム利用者を特定する際のセキュリティの確保を特定として当該利用者に付与する符号をいう。以下同じ。)を通知するとともに、第3条の申告等に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

3 前項の識別符号及び暗証符号並びに入出力用プログラムは、地方税ポータルシステムで利用できる標準仕様に基づくものとする。

4 第2項にかかわらず、第1項の届出をした者が本市以外の地方税共同機構参加団体から識別符号及び暗証符号の通知を受けている場合には、識別符号及び暗証符号を通知しないものとする。

5 第1項の届出をした者は、同項の届出事項に変更が生じることとなつたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るものとする。

(電子情報処理組織における申告等)

第6条 電子情報処理組織を使用して申告等を行う者は、前第2項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、地方税ポータルシステムと電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申告等について規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申告等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係

る電子証明と併せてこれらを送信することにより、当該申告等を行わなければならない。ただし、前条第1項ただし書の申告等を行う場合においては、当該書類の作成を委嘱した者に係る電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の送信を省略できるものとする。

2 前項の申告等が行われる場合においては、市長は、法令等の規定に基づき添付すべきこととされている書面等（以下この条において「添付書面等」という。）に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えることができる。

3 第1項の申告等が行われる場合において、添付書面等が登記事項証明書の謄本又は正本であるときは、市長はこれに代わるべき電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第1項の規定に基づく指定を受けた者から受けるのに必要な情報であって、当該者から送信を受けたものを送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

（申告等において氏名等を明らかにする措置）

第7条 電子情報処理組織を使用して申告等を行う場合における税理士法第30条、第33条第1項及び第2項並びに第33条の2第3項の規定による書面の提出、署名押印等については、情報通信技術活用法施行規則第13条第1項で規定する電子署名（当該電子署名を行った者を確認するため、必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）を当該申告等に併せて送信することをもってこれに代えさせることができる。

（手続きの細目）

第8条 この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続きに関し必要な事項及び手続きの細目については、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

この要綱は、令和5年10月16日から施行する。

別表（第3条関係）

申告等	根拠条文等
給与支払報告	地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第317条の6第1項及び第3項及び郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号。以下「市税条例」という。）第26条
退職所得者の特別徴収票	法第50条の9及び第328条の14及び市税条例第41条の9
退職所得に係る納入申告	法第50条の5、第328条の5第2項及び市税条例第2条及び第41条の7
給与支払報告書等に係る異動届出	法第321条の4第5項及び市税条例第26条第3項
普通徴収から特別徴収への切替申請	市税条例第35条5項
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	法第317条の2第8項
法人市民税申告	法第321条の8、法第321条の13及び市税条例第39条
法人設立・設置届	法第317条の2第9項及び市税条例第26条第10項
異動届出	法第317条の2第9項及び市税条例第26条第10項
償却資産申告	法第383条
事業所税申告	法第701条の46及び第701条の47
事業所等新設・廃止申告	法第701条の52第1項及び市税条例第128条の15第1項
事業所用家屋の貸付申告	法第701条の52第2項及び市税条例第128条の15第2項
税務代理における書面の提出等	税理士法第30条並びに第33条の2第1項及び第2項
市たばこ税申告	法第473条第1項及び市税条例第85条第1項
入湯税納入申告	法第701条の4第2項及び市税条例第124条第3項
特別徴収義務者経営申告	法第701条の4第1項及び市税条例第126条